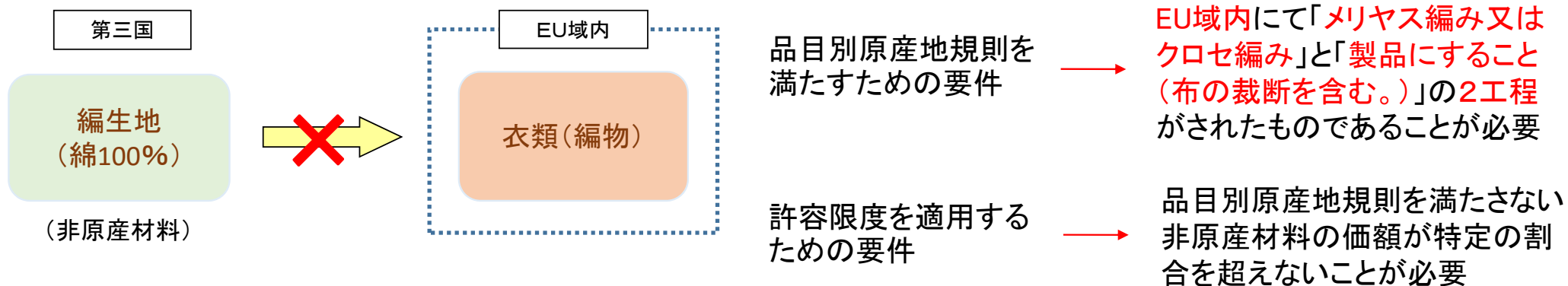


産品名	衣類	HS番号	第61.10項
協定名	日EU協定	特惠符号 (原産品申告書等の記載)	C3 (品目別原産地規則を満たす産品)
品目別原産地規則	メリヤス編み又はクロセ編みと製品にすること (布の裁断を含む。) との組合せ		
概要	<p>材料を確認したところ、非原産材料の編生地 (綿100%) を使用していることが判明。当該編生地は、EU域内においてメリヤス編み又はクロセ編みが行われたものではないことから、品目別原産地規則を満たさない。また、当該編生地の価額は産品の工場渡し価額又はFOB価額の8%を超えており、許容限度の規定も適用できない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。</p>		



※許容限度

日EU協定第3・6条、附属書3-A 注釈7、8